

選挙運動用ポスター作成証明書

次のとおり選挙運動用ポスターを作成したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行 選挙
候補者氏名

⑩

契約の相手方の氏名及び住所 (法人にあつては名称及び所在地並びに代表者氏名)	
作 成 枚 数	枚
作 成 金 額	円
ポ ス タ ー 掲 示 場 の 数	箇所

備考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 ポスター作成業者が軽米町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、軽米町に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は次のとおりです。

(1) 枚 数 ポスター掲示場の数

(2) 限度額

$$\frac{541 \text{ 円 } 31 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場数} + 316,250 \text{ 円}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価}$$

※ 1円未満の端数は切り上げ

$$\text{単価} \times (1) \text{ の枚数} = \text{限度額}$$